

株券等貸借取引に関する基本契約書

お客様と楽天証券株式会社は、両者間で行う株券等貸借取引に関し、以下のとおり基本契約を締結する。

個別の株券等貸借取引に係る契約は、本基本契約に基づいて別途締結するものとする。

第1条（定義）

本基本契約及び個別契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 株券等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）及び投資証券をいう。
- ② 株券等貸借取引 貸出者が、借入者に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引（以下「個別取引」という。）をいう。
- ③ 貸出者 株券等貸借取引において株券等の貸出を行う者（お客様（その承継人を含む。））をいう。
- ④ 借入者 株券等貸借取引において株券等の借入を行う者（楽天証券株式会社（その承継会社を含む。））をいう。
- ⑤ 合意書 両当事者が本基本契約に関して締結する合意書（株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書）をいう。
- ⑥ 個別契約 本基本契約に基づいて、両当事者が個別取引に関して締結する契約をいう。
- ⑦ 貸借期間 貸出実行日から返却実行日までの期間をいう。
- ⑧ 貸借料率 個別取引における貸借料算出の基準となる料率として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑨ 貸借料 借入者が貸出者に対して個別取引における株券等の貸出の対価として支払う金銭をいう。
- ⑩ 対象銘柄 個別取引の対象となる株券等の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑪ 貸借数量 個別取引における対象銘柄の株数として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑫ 貸出実行日 個別取引における貸借期間の開始日として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑬ 返却実行日 個別取引における貸借期間の終了日として、個別契約で定めるものをいう。

いう。

- ⑭ 時価 個別取引において適用される株券等の時価をいい、次の区分に応じ次に定めるところによる。但し、本基本契約に時価について別段の規定がある場合にはこれに従うものとする。

イ 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等（以下「上場株券等」という。）

当該取引所金融商品市場を開設した金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

ロ 上記イ以外の株券等

合理的かつ適正な価格又は気配値

- ⑮ オープンエンド取引 個別契約締結時に返却実行日を定めず、貸出者又は借入者のいずれかがその後に指定する返却実行日に終了する個別取引をいう。
- ⑯ 営業日 日本国内において、借入者が営業を行っている日をいう。
- ⑰ 計算日 貸出実行日から返却実行日（貸借期間満了前の株券等の返還が行われる場合は返還日。以下同じ）の前日までの各暦日をいう。
- ⑱ 計算期間 個別取引について、毎月初日（初回の計算期間については貸出実行日）から当該月の末日（最終の計算期間については返却実行日の前日）までの期間をいう。
- ⑲ 特定口座内保管株券等 貸出者が借入者に開設する特定口座に保管する株券等をいう。

第2条（個別の株券等貸借取引の成立）

個別の株券等貸借取引を行うに際し個別契約により合意した事項を確認するため、貸出者及び借入者は、かかる合意の後、遅滞なく個別取引契約書を締結するものとする。

- 2 本基本契約、合意書及び個別取引契約書は一体となって個別取引に関する単一の契約を構成するものとする。本基本契約と合意書との間に抵触する規定がある場合には、合意書の規定が本基本契約の規定に優先するものとする。本基本契約又は合意書と個別取引契約書との間に抵触する規定がある場合には、個別取引契約書の規定が本基本契約又は合意書の規定に優先するものとする。
- 3 貸出者及び借入者は、本基本契約、合意書及び個別取引契約書並びに借入者のホームページ上に掲示する取引ルール（その後の変更を含む。）に従って株券等貸借取引を行うものとする。
- 4 貸出者及び借入者は、本基本契約、合意書、個別取引契約書、別途貸出者より借入者に対して差し入れられる株券等貸借取引無担保確認書、その他株券等貸借取引において差し入れ又は受入れ若しくは締結する書面について、別途両者が合意する場合を除き電磁

的方法にて行うことに合意する。

第3条（株券等の貸出し及び返還、貸借料の支払い）

貸出者は、対象銘柄について貸借数量の株券等を貸出実行日に借入者に貸し出すものとする。

- 2 借入者は、前項により貸し出された株券等と同種、同等、同量の株券等（以下「貸借対象株券等」という。）を返却実行日に貸出者に返還するものとする。
- 3 借入者は、借り入れた株券等について、本条及び個別契約に定める貸借料率等の条件に従い、貸借料を貸出者に対し、支払うものとする。
- 4 貸借料率は、原則として、毎週第3営業日までに、その翌週の月曜日から7日間適用する貸借料率を借入者のホームページ上に提示するものとする。但し、借入者は、市場環境や貸借対象株券等に急激な変化が生じた場合、適用日の前日までに借入者のホームページ上に提示することにより、既に掲示された貸借料率及びその適用期間を変更することができるものとする。
- 5 第3項に定める貸借料は次の算式により算出されるものとする。

計算日の貸借料＝時価総額×貸借料率÷365（小数点以下第2位未満を切り上げ）

計算期間の貸借料＝当該計算期間における各計算日の貸借料の合計額（円未満切り上げ）

時価総額＝貸借数量×対象銘柄の計算日における時価

但し、対象銘柄の時価は次の区分に応じて算出した価格とする。

① 上場株券等

借入者が指定する金融商品取引所における計算日の最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は、最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。）

② 上記①以外の株券等

合理的かつ適正な価格又は気配値

- 6 貸借料の支払いは、別段の合意がない限り、各月月末締め翌月第二営業日に支払うものとする。

第4条（株券等の引渡し）

本基本契約に基づく株券等の引渡し及び返還は、借入者における貸出者の顧客口と借入者の自己口との間の振替えによりこれを行うものとする。

第5条（特定口座内保管株券等の株券等貸借取引）

貸出者が特定口座内保管株券等を貸し出す場合には、当該特定口座から社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により借入者の自己口に振り替えるものとする。

- 借入者が貸出者に対し特定口座内保管株券等と同種、同等、同量の株券等を貸出者の特定口座に返還する場合には、そのすべてを借入者の自己口から社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものとする。

第6条（無担保）

株券等貸借取引に関して、借入者は貸出者に担保を差し入れないものとする。

第7条（配当金、株式分割、新株引受権及び新株予約権等の処理等）

株券等の貸借期間が、株主その他の株券等の保有者としての配当金を受領すべき者を定めるための一定の日を越える場合、借入者が貸出者より借り入れた株券等に付随する配当金については、貸出者に帰属するものとし、その取扱いについて貸出者及び借入者は事前に合意をして取り決めるものとする。なお、株主優待はこれに含まれず、貸出者には帰属しないものとする。但し、別段の合意がある場合はこの限りではない。

- 前項の規定に基づき貸出者に帰属すべきものとされる配当金の支払いがあった場合は、借入者は、一定の期日までに配当金相当額（配当金に係る源泉税徴収後の金額）を貸出者の証券総合口座に入金して支払うものとする。
- 株券等の貸借期間中に当該株券等について株式分割、株式併合、新株予約権その他の権利又は当該権利と同等の経済的価値の付与等が行われる場合は、別途借入者が認める場合を除き借入者が借り入れている当該株券等の全部又は一部を権利確定日又は権利確定日前に貸出者に返還するものとする。

第8条（配当金、株式分割、新株引受権及び新株予約権等の処理等の例外）

前条第3項の定めにかかわらず、借入者はその裁量により株券等の貸借期間中に当該株券等について株式分割、株式併合、新株予約権その他の権利又は当該権利と同等の経済的価値の付与等が行われる場合に当該株券等の全部又は一部を権利確定日又は権利確定日前に貸出者に返還しないことができるものとし、その場合、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- ① 株券等の貸借期間中に対象銘柄に新株予約権又は新株予約権と同等の権利が付与される場合において、貸出者が当該権利を行使して新株等を引き受けることを選択して借入者に通知したときは、払込期日までに払込金額に相当する金額を借入者に交付しなければならないものとする。この場合、別段の合意のない限り、当該新株等を引き受けた後、個別取引の貸借数量に当該新株等の数が加えられるものとする。但し、1単元未満の場合又は端株となる株券等が生ずる場合は、当

該株券等については、貸出者への返還はなされず、金銭による価額の支払いをもって返還に代えるものとする。

- ② 株券等の貸借期間中に当該株券等について株式分割若しくは株式併合又はこれらと同等の行為が行われる場合、当該行為の後の当該株券等の数をもって個別取引の貸借数量とする。但し、当該行為により1単元未満又は端株となる株券等が生ずる場合は、当該株券等については、貸出者への返還はなされず、金銭による価額の支払いをもって返還に代えるものとする。
 - ③ 株券等の貸借期間中に当該株券等の発行会社について合併が行われ、当該株券等について新設会社又は存続会社の株券等が交付される場合、かかる交付された株券等をもって、当該株券等に係る個別取引の対象銘柄とする。但し、1単元未満又は端株となる株券等が生ずる場合は、当該株券等については、貸出者への返還はなされず、金銭による価額の支払いをもって返還に代えるものとする。
 - ④ 前各号に定める場合のほかに、対象銘柄の発行会社より当該対象銘柄の株券等の提出が要求され新たな株券等が交付された場合は、新たに交付された株券等が個別取引の対象銘柄となるものとする。
- 2 前項各号の規定により個別取引の貸借数量及び対象銘柄が変更された日以降の値洗いは、変更後の貸借数量及び対象銘柄を基準に行われるものとする。また、1単元未満又は端株となる株券等の価額は、当該株券等の時価を参照して算定されるものとする。
- 3 本条に定めるほか、対象銘柄について特別な処理を行う必要が生じた場合については借入者のホームページ上に掲示する取引ルールに定めるところ又は借入者が事前に貸出者に通知するところに従い処理するものとする。

第9条（貸借期間満了前の株券等の返還）

借入者は貸出者に対して事前に通知を行うことにより、任意のときに貸借対象株券等の全部又は一部を返還することができるものとする。かかる通知を行った場合及び第16条第4項の規定に従った通知を受けた場合、借入者は貸借対象株券等を返還するものとする。この場合における貸借料は、貸出実行日から返却実行日の前日までの実日数について支払われるものとする。

- 2 株券等の貸借期間中に以下に掲げる事項に該当した場合、借入者は、貸借対象株券等の一部又は全部を、一時的に返還することができる。この場合、借入者は貸借対象株券等を返還するものとし、借入者が合理的に必要と認める一定期間経過後、当該対象銘柄について、再度借入れを受けることができるものとする。なお、返還期間中については、貸借料は発生しないものとする。
- ① 貸出者が特定口座を廃止する場合
 - ② その他借入者が必要と認めた場合

第10条（貸借対象株券等の上場・登録の廃止）

個別取引の対象銘柄の上場が廃止となった場合、借入者は、当該個別取引の貸借対象株券等を返還することを要せず、当該個別取引の返却実行日に当該返却実行日現在における当該貸借対象株券等の時価に相当する金銭を支払うことをもって返還に代えることができるものとする。

第11条（債務不履行等による解除）

一方当事者が、次の第①号から第⑬号までのいずれかに該当することとなった場合（当該一方当事者を以下「不履行当事者」という。）は、第①号から第⑥号の場合は当然にすべての個別契約は解除されたものとし、また、第⑦号から第⑬号の場合は相手方（以下、不履行当事者でない当事者を「解除当事者」という。）は、不履行当事者に対する通知により、全部又は一部の個別契約を解除することができるものとする。通知による解除は不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。

- ① 貸出者が、借入者の「総合証券取引約款」又は「法人口座取扱規定」に掲げる解約事由に該当したとき
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、特定調停手続開始、特別清算手続開始、又は会社更生手続開始その他これに類する倒産手続の申立があったとき
- ③ 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき（合併によるものを除く。）
- ④ 本基本契約に基づき相手方に対して有する金銭支払請求権又は株券等の引渡し若しくは返還請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又はかかる請求権の譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき
- ⑤ 支払いを停止したとき
- ⑥ 手形交換所又は株式会社全銀電子債権ネットワークの取引停止処分を受けたとき
- ⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- ⑧ 現在及び将来において貸出者が借入者に対して負担する、本基本契約に基づく債務以外の債務に関し、期限の利益を喪失したとき
- ⑨ 書面により、本基本契約に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し又は支払能力がないことを認めたとき
- ⑩ 本基本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関して契約違反があり、相手方からの通知後2営業日以内に治癒されないとき
- ⑪ 自然人である貸出者につき、相続が開始したとき
- ⑫ 自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき
- ⑬ 自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたとき

第12条（解除による清算）

前条により個別契約が解除された場合には、借入者は、解除された個別契約のすべてについて、その裁量により、（１）速やかに貸出者に貸借対象株券等を返還し、合わせて第9条第1項に準じて計算される貸借料を計算し、貸出者に対しその金額を第3条第6項に従って支払うか、又は（２）その貸借対象株券等の解除された日の時価に相当する金銭を速やかに支払うとともに、第9条第1項に準じて計算される貸借料（当該解除された日に当該貸借対象株券等が返還されたものとみなして計算する。）を計算し、貸出者に対し第3条第6項に従ってその金額を支払うものとする。なお、前条により個別契約が解除された後に当該個別契約の貸借対象株券等にかかる配当金の支払いが借入者に対して行われた場合、借入者は第7条第2項に従い貸出者に配当金相当額（配当金に係る源泉税徴収後の金額）を支払うものとする。個別契約が解除された場合、両当事者は解除されたすべての個別契約に関して、本条に定める義務及びこれに対する第13条に基づく遅延損害金支払い義務を除く一切の義務から免れるものとする。

2 前項に定める貸借対象株券等の時価は、次の区分に応じて算出した価格とする。

① 上場株券等：借入者が指定する金融商品取引所における当該個別取引の解除日の最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。）

② 上記①以外の株券等：合理的かつ適正な価格又は気配値

3 第1項の定めにかかわらず、不履行当事者は、解除当事者に対し、解除されたすべての個別契約について生じた損害を賠償するものとする。

4 前項にいう損害には、（解除当事者が借入者の場合）第1項（2）に従った場合において、仮に第1項（1）に従った場合に解除当事者である借入者が返還義務を負うこととなる貸借対象株券等を個別契約の解除後に解除当事者である借入者が処分した場合の、当該処分から得られた金額から処分費用を差し引いた金額が第2項における当該貸借対象株券等の時価を下回る場合の差額、又は（解除当事者が貸出者の場合）第1項（2）に従った場合において、仮に第1項（1）に従った場合に不履行当事者である借入者が返還義務を負うこととなる貸借対象株券等と同種、同等、同量の株券等を解除当事者である貸出者が他より入手した場合（不履行当事者に対する通知の有無を問わない。）の、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額が第2項における当該貸借対象株券等の時価を超える場合の超過額が含まれるものとする。

5 ある個別契約について貸出実行日において株券等の引渡しが行なわれる前に前条各号に掲げる事由が生じ、当該個別契約が同条に基づき解除された場合は、当該個別契約に係る貸借対象株券等のうち引き渡されなかったものは第1項の計算において算入しないものとする。但し、第3項の適用を妨げない。

- 6 第1項に定める時価、貸借料、遅延損害金等の金額が日本円以外の外貨による場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとする。

第13条（遅延損害金）

本基本契約に基づいて一方当事者が相手方に支払うべき金銭又は引き渡すべき株券等の支払い又は引渡し、本基本契約に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者は、当該日の翌日から支払い又は引渡しに至るまでの間、（1）金銭の支払いの場合は当該金額、（2）株券等の引渡しの場合は、当該引渡しを行うべき日における時価又は実際に引渡しが行われた日における時価のいずれか高い価格に、それぞれ年率14.6%（1年を365日として日割り計算）の割合による遅延損害金を加算した金額を支払うものとする。

- 2 貸借対象株券等の引渡債務又は返還債務不履行時において、引渡し又は返還を受けるべき相手方は一方当事者に事前に通知した上で、引渡し又は返還を受けるべき株券等と同種、同等、同量の株券等を他より入手することができるものとする。この場合、一方当事者は、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額を、相手方に対して支払うものとする。これにより、株券等の引渡債務又は返還債務は消滅するものとする。
- 3 貸借対象株券等の引渡債務又は返還債務が所定の期日において履行されず、かつ相手方が貸借対象株券等と同一の銘柄、数量の株券等を他より入手することが不能又は著しく困難である場合、相手方は当該貸借対象株券等の返還若しくは引渡期日の時価又は賠償金支払日の時価のうちいずれか高いものにより入手した場合に通常要する購入代金その他一切の金額の賠償を株券等の引渡し又は返還を行うべき者に請求することができるものとする。この場合、株券等の引渡し又は返還を行うべき者が当該金額を相手方に対して支払うことにより、株券等の引渡債務又は返還債務は消滅するものとする。
- 4 前二項の場合における第1項の遅延損害金の計算期間は、当該引渡債務又は返還債務が消滅した日までとする。
- 5 前各項の規定は、貸借対象株券等の発行会社が単元株制度を採用している場合に、単元未満株の返還を行う場合に準用するものとする。
- 6 本条に定める時価は次の区分に応じて算出した価格とする。

① 上場株券等借入者が指定する金融商品取引所における時価計算日の最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とする。最終価格又は最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とする。）

② 上記①以外の株券等 合理的かつ適正な価格又は気配値

但し、ここで「時価計算日」とは、前各項において時価の計算が行われる日として定められている日をいうものとする。

第14条（一括清算に関する法律の適用）

貸出者と借入者は本基本契約に基づくすべての個別取引が、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律に定義される「特定金融取引」であること、同法律が本基本契約及びそれに基づくすべての個別取引に適用されることを確認する。

第15条（差引計算）

解除当事者は、第12条の清算により生じる金銭支払債権又は債務と不履行当事者に対する金銭支払債権又は債務（但し、第11条第⑧号に掲げる事由により個別契約の全部又は一部を借入者が解除した場合には、借入者の不履行当事者である貸出者に対する一切の金銭支払債権と債務）とをその期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとする。

- 2 前項の相殺を行う場合には、解除当事者は事前の通知又は所定の手続を省略し、不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、不履行当事者の債務の弁済に充当することができるものとする。
- 3 前二項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとして行うものとする。
- 4 解除当事者は、第11条に基づき不履行当事者に対して金銭支払請求権を取得した場合、両当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他有価証券を処分することができるものとする。また、借入者は、第11条第⑧号に掲げる事由により個別契約の全部又は一部を解除した場合において不履行当事者である貸出者に対して金銭支払請求権を保有している場合、当該解除された個別契約に基づき占有している貸借対象株券等を処分することができるものとする。本項第一文又は第二文の場合には、解除当事者は、不履行当事者の費用負担により、一般的に適当と認められる方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸経費を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず本項第一文又は第二文に規定される金銭支払請求権の弁済に充当できるものとし、なお不履行当事者に残債務がある場合には、不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。
- 5 第1項における債権債務が日本円以外の外貨建てである場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとする。

第16条（オープンエンド取引、貸借対象株券の移管）

両当事者が個別契約においてオープンエンド取引を行うことに合意した場合には、借入者又は貸出者は、当該取引の開始後、本条に定める方式で相手方に通知することにより返却実行日を指定できるものとし、借入者は本条の定めに従い、貸借料を支払うもの

とする。

- 2 前項に定めるオープンエンド取引を行った場合には、返却実行日の指定は以下の規定に従って行うものとする。
 - ① 貸出者が貸し出している株券等について、貸出者による売却注文が約定した場合又は返却指示がなされた場合には、貸出者が当該売却注文の受渡日又は返却指示した日（但し、借入者のホームページ上に掲示する取引ルールで定める期限までの指示に限る。）の3営業日後を返却実行日と指定したものとみなす。
 - ② 借入者が対象銘柄を株券貸借取引の対象から除外する場合は、借入者のホームページ上に掲示する「お知らせ」をもって返却実行日を貸出者に通知する。
 - ③ 借入者からの返却実行日の指定は、返却実行日の3営業日以上前に行うものとする。
- 3 オープンエンド取引における貸借料の算出方式及び支払日は、別段の合意がない限り、第3条の定めに従うものとする。
- 4 貸出者は、貸借期間中に貸借対象株券等の移管を行う場合、借入者に対して借入者所定の方法により事前に通知を行い、貸借対象株券等の返還を受けた後、借入者の定める所定の方法に従い借入者に対し移管の申出を行わなければならないものとする。

第17条（信用取引口座を開設している場合の取扱い）

信用取引口座を開設した貸出者が株券貸借取引を行う場合は、次の各項に掲げる規定が適用されるものとする。

- 2 代用有価証券として借入者に差し入れている株券（以下「代用有価証券」という。）を貸し出した場合、代用有価証券から除外されるものとする。なお、信用取引について追加保証金が発生した場合において、その後に前条に従い貸借対象株券等の返還を受ける場合であっても、当該追加保証金の差入れ期限までに、貸借対象株券等の返還を受け代用有価証券として差し入れることはできず、別途追加保証金を差し入れるか、又は建玉の全部若しくは一部を決済する必要があることを貸出者はここに確認する。
- 3 個別契約の締結の申込みがあった時における貸出者の信用取引に係る委託保証金の率が金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第2条第1項第1号に掲げる率を下回っている場合、又は個別契約を締結することにより信用取引に係る委託保証金の率が金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第2条第1項第1号に掲げる率を下回る場合には、借入者は個別契約を締結しないものとする。
- 4 本基本契約に基づき代用有価証券が貸し出される場合は、借入者における貸出者の担保専用口から顧客口を経由した自己口への振替えによりこれを行うものとする。また、貸し出された株券の代用有価証券への返還は、自己口から顧客口を経由した担保専用口への振替えによりこれを行うものとする。

第18条（表明及び保証）

貸出者及び借入者は、本基本契約及び個別契約の締結時において、それぞれ相互に次の事項（第③号については貸出者に限る。）を表明し、保証する。

- ① 本基本契約及び個別契約に基づく債務を履行するために必要な能力を有していること、また、その能力の継続性を損なう要因が存在しないこと。
 - ② 本基本契約及び個別契約に基づくすべての取引につき、その自身にとっての有用性、危険、財務、会計又は税務に与える影響、適法性、自身の属性及び取引目的に対する適合性等に関して、すべて独立に評価する能力を自ら有するか又はこれを有する外部の専門家からの助言を得ており、これらの評価に関して相手からの助言に一切依存していないこと。
 - ③ 個別契約に基づき貸出者として引き渡す貸借対象株券等については、自身が唯一かつ完全な所有者であり、かつ質権その他の第三者の権利が一切付されていないものであること。
- 2 一方当事者において前項に基づく表明及び保証が重要な点につき虚偽若しくは誤りであることが判明した場合、又は事情の変更等により真実でなくなった場合は、第11条第⑦号から第⑬号までに定める場合に準じて、相手方は通知により全部又は一部の個別取引を解除することができるものとする。

第19条（権利の譲渡、質入れの禁止）

本基本契約及び個別契約に基づく一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡又は質入することができないものとする。

第20条（守秘義務）

各当事者は、本基本契約又は個別契約に基づき他の当事者から開示された情報については守秘義務を負い、開示当事者の事前の同意を得ない限り、これを第三者に開示しないものとする。但し、当該情報が公知の場合、法令若しくは規則に基づく場合、監督官庁その他政府機関（金融商品取引所、日本証券業協会、その他自主規制団体を含む。）の要求に対し開示する場合、又は弁護士、公認会計士その他法律上若しくは契約上秘密保持契約義務を負うものに開示する場合を除く。

第21条（通知等）

本基本契約又は個別契約に基づく通知又は同意等の取得は、次項以下に定める場合を除き、書面によるものとする。なお、借入者に登録された貸出者の住所に宛て郵便によって送付された通知は、発送の際になされたものとみなすものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借入者は、借入者の使用に係る電子計算機（借入者との契

約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを貸出者又は借入者の用に供する者の使用に係る電子計算機を含む。以下同じ。)に備えられた貸出者ファイル(もっぱら当該貸出者のように供せられるファイルをいう。以下同じ。)に記録された記載事項につき電気通信回線を通じて貸出者の閲覧に供する方法により、書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的に貸出者に提供することができるものとする。当該電磁的提供は、記載事項を貸出者ファイルに記録した時点でなされたものとみなすものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、借入者は、借入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項につき電気通信回線を通じて貸出者を通じて貸出者の閲覧に供し、借入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに貸出者の同意等に関する事項を記録する方法により、書面の徴求等に代えて、当該同意等に関する事項を電磁的に貸出者より取得することができるものとする。当該電磁的同意等の取得は、借入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該同意等に関する事項を記録した時点でなされたものとみなすものとする。

第22条 (通知事項の変更)

貸出者は、印章、名称・氏名、商号、代表者、住所、電子メールアドレスその他通知事項につき変更が生じた場合には、直ちに借入者に変更後の内容を届け出るものとする。

- 2 前項の通知を怠った場合、借入者からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したとみなすものとする。

第23条 (費用の負担)

本基本契約について、貸出者・借入者各々の側に生じた費用については貸出者・借入者がそれぞれ負担するものとする。

第24条 (契約の終了)

貸出者及び借入者は、理由の如何を問わず相手方に対して所定の方式による事前の通知を行うことにより、本基本契約を終了させることができるものとする。但し、当該通知がなされた場合であっても、その時点で本基本契約に基づき存続しているすべての個別取引については、本基本契約に基づく規定が適用されるものとする。

第25条 (相続・成年後見等の届出)

自然人である貸出者につき相続が生じた場合には、直ちに貸出者の相続人は書面により借入者にその旨を通知するものとする。

- 2 自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに貸出者は成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により借入

者に通知するものとする。

- 3 自然人である貸出者につき、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに貸出者は成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面より借入者に通知するものとする。
- 4 前三項の通知の前に前三項に定める事実を借入者が認識していなかったことにより貸出者に生じた一切の損害について、借入者は責任を負わないものとする。
- 5 第1項から第3項の通知が遅延したことにより借入者に生じた損害について、貸出者（又はその承継人）はその損害を補償するものとする。

第26条（合意管轄）

貸出者及び借入者は、本基本契約又は個別契約から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（準拠法）

本基本契約及び個別契約の準拠法は日本法とする。

第28条（協議）

本基本契約及び個別契約に定めのない事項は、金融商品取引に関する法令、金融商品取引所、日本証券業協会その他自主規制団体の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、これら定めなき事項に関しては、その都度借入者が合理的と判断する方法により決定するものとする。

第29条（変更）

本基本契約は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所、日本証券業協会その他自主規制団体の諸規則の変更その他借入者が必要と認める場合には、借入者が貸出者に通知することにより変更される場合があり、貸出者はこれに同意する。

以上

(2014年11月)